

平成 23 年度第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会、  
第 3 回合法木材表示実証部会（合同会議）議事要旨

日時：2012（平成 24）年 2 月 27 日（月）10:30～12:20

場所：木材会館 6 階会議室（東京都江東区新木場）

議事要旨：

**平成 23 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の実施結果**

事務局、事業実施団体より、資料とスライドで今年度の合法木材普及推進事業の実施結果について説明があった。

[主な質疑・意見]

第 3 回日中木材貿易検討会での来場者の反応等もう少し詳しい内容を教えて欲しい。

（事務局）日本側からは東日本大震災の木材産業に対する影響と、我が国の違法伐採対策・合法木材供給の活動についての説明をしたが、参加者の多くは合法木材のことを初めて聞くようで、会場からの目立った質問は無かった。また、中国の新たな森林認証制度についての発表もあったが、会場から認証のための手続きに手間とお金がたいへん多くかかることに対して何とかならないか、との質問があった。

昨年、合法木材ナビの掲載情報の精度を上げると変更が生じやすく、修正の頻度が多くなり、それらに要する手間や時間がかかる。今後、林野庁の補助事業がなくなった後、データの更新をどうするか、方向性を示して欲しい。また、当会の HP で合法木材ナビへのリンクをつけているが、アクセスカウンターがついていないのでどのくらい利用されているか分からない。あまり利用されていないのに、手間だけかけるのはどうか。

（事務局）認定団体、認定事業者の情報公開については、林野庁の補助事業がなくても合法木材ナビの中で認定団体が自分たちで情報が更新できるようにシステムを作っている。面倒なこともあるかと思うが、できるだけ最新の情報を掲載していただくようお願いしたい。

合法木材供給の仕組みを今後とも全国レベルで進めていくためには、全木連、認定団体等それぞれが役割分担してやっていく必要がある。合法証明の仕組みを作った当初は、外国からの違法伐採木材を防ぐため日本国内でも証明制度を構築し進めてきた経緯があるが、内外の状況も変わってきている。

NGO は、十数年前から違法伐採問題に取り組んできた。我々としては、今では、外材、紙、中国を経由して輸入される家具を問題視している。海外からの違法伐採材の流入を防ぐことで国産材振興を目指しており、その目的は達

成しつつある。国内での伐採については問題ないのだから、補助金を使って国内でラベリングの実証実験をやる必要もない。

米国のレーシー法、EUの違法伐採木材排除の動きなどに関連して、日本の政府も米国やEUに対して我が国の対応について理解が進むようにして欲しい。我々の独自調査によると、インドネシアから輸出される合板については、ほぼ合法性はクリアしてきている。ただし、違法伐採がなくなったわけではなく、違法伐採材はインドネシア国内で流通しているようだ。これらの違法伐採をなくすためには、日本政府が向こうの政府に働きかけて欲しい。合法性を確保しただけでは、森林減少は止められない。そこを分かりやすく説明しないと、持続可能でない森林経営の状況は変わらない。

### **木材の合法性証明等の表示にかかる実証事業の実施結果**

事務局、事業実施団体より、資料に基づき実施結果についての説明があった。

#### **[主な質疑・意見]**

消費者が最も欲しい情報はマークのあるなしではなく、それがどこで誰が伐採してどういった加工を経てきたものかが分かる情報、すなわちトレーサビリティの情報である。輸入材にマークをつけることはあっても国産材にマークをつけてもあまり意味はない。

海外の状況に対して、合法性を強調するあまり、持続可能でない森林経営を拡大させてしまう危険性もある。その辺はガイドラインなりできっちり規定してもらいたい。

他の県産材表示等の制度とタイアップできれば、合法木材のラベリングは不要になるのではないか。

国産材は問題ないと思うが、「こういう形で合法性を保証している…」といった説明責任が果たせるようにしておかないと、単に「国産材だから大丈夫」ということでは通らない。

消費者は合法木材マークが付いているだけでは何をもって合法とされているのかが分からない。どうやれば消費者が理解できるかを考える必要がある。

### **今後の関連事業の進め方について**

林野庁より、資料に基づき平成24年度事業の概要の説明があった。

### **その他**

特になし。

了